



東京都新宿区北新宿1-8-16
東京土建一般労働組合
電話 03(5332)3971(代表)
FAX 03(5332)3972
発行人・編集人 吉川豊
年間購読料1800円(定価50円)
購読料は組合費のなかに含まれています



中小企業の 担い手 **確保・育成**

東京建築カレッジとご一緒に取り組みましょう。

技能労働者を「社員化」安心して働ける職場づくりへ



画像はNHKクローズアップ現代のWebサイトより
<https://www.nhk.jp/p/gendai/>

NHKのニュース解説番組「クローズアップ現代」は7月2日初回放送の「大工不足で家が建たない!? 修理できない!? 相次ぐ住宅トラブル」(左写真)で、木造住宅の新築や増改築、修理などを担う大工不足の深刻な状況を伝えました。高齢化に加え、技術・技能の低下もひどく、施工不良が多数発生していることが紹介されました。担い手の確保と育成は待ったなしの課題です。

こうした中、これまで「一人親方」などの外注に依存していた建築技能労働者(職人)を社員化する

動きが広がっています。大手ハウスメーカーだけでなく、地域工務店と呼ばれる中堅の工務店・建設会社でも社員化し、採用・育成に本腰を入れています。建築カレッジは木造建築の基礎を「働きながら学べる」学校です。建築大工の職種だけでなく、建築に関わる職種で幅広い知識が得られます。建築の基本を学び、職人として次の世代を担う技能者の育成を建築カレッジと共につくりましょう。お気軽にご相談ください。

入社したら 建築の基礎が学べる



社長!
職人を正社員化して
安心して
長く働けるように
しましょう



学校紹介は
右のQRから



みなさんが働く地域に、職人の正社員化と新規採用に取り組む事業所はありますか?無いのなら呼びかけて新たにつくりましょう。

カレッジは無料職業紹介所(「ハローワーク池袋」登録、所長:小林謙二 学校長)を開設し、採用後に本校の2年間の研修参加を社員に保障する中小工務店・建設会社の募集をおこなっています。各地域の工務店・建設会社の多くはいまだに建築技能労働者(職人)を外注にしたままです。「このままでは職人はいなくなる」と訴えて社員化を勧めましょう。

カレッジ登録事業所になれば、東京建築カレッジ入学を希望する意欲の高い人材の求職情報を受けることができます。また、「入社したら建築の基礎教育を東京建築カレッジで受けられる」をアピールして採用活動を有利に進めることができます。高校や大学、専門学校への訪問活動でも、教育熱心な工務店・建設会社を印象づけられます。

カレッジ無料職業紹介所は、東京建築カレッジの教育を登録事業所の新規採用と育成に活用する仕組みです。教育内容と特徴を理解していただくために、授業の見学をお願いいたします。

カレッジ職業紹介所 登録の3要件

- 1 労働基準法など雇用のルールをまもる
- 2 学費(教材費等を含む)の全額会社負担
- 3 ハローワークで「求人票(高卒)」公開

登録の手順

- 書類審査のための提出物(2点)
 - ・「利用確認・誓約書」(代表印押印必須)
 - ・ハローワーク「求人票(高卒)」(写) または、同「求人申込書(高卒)」(写)
- 書類審査後に、面接審査

最近の

\ 4月1日から建設業にも働き方改革対応が始まりました /

労働基準監督署による調査の特徴と対応

建設業は集中的指導が予想される

深刻な人手不足等を背景に過重労働が生じている職場が生まれています。そうした中で、休業4日以上死傷者数が過去20年で最多となり、建設業では墜落・転落災害が引き続き多く発生しています。

厚労省では、「過重労働による健康障害を防止するための監督指導を実施する」としています。とくに令和6年度から労働時間の上限規制の適用が開始された、建設・運送・医師の3業務については集中的指導が予想されます。

日常的備えを

労働基準監督官は、調査権限だけでなく、書類送検を行うことができるという警察権限も持っています。調査に誠実に対応をしなかったり、虚偽の報告をしたりすると書類送検されます。

1位、2位が健康診断など安全衛生法関連となっていることは要注意です。労働基準法関連では、日常的に就業規則や賃金台帳・有給休暇管理簿などを整備し、法令に基づいた就労条件の整備を行っていくことが大事です。

だからこそ、組合での相談を!

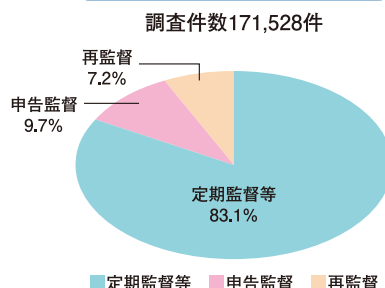
働き方改革の対応については、雇用労働者がある限り必須となりました。法令に定められた法定四帳簿(労働者名簿・出勤簿・賃金台帳・有給管理簿)を中心とした就業規則や36協定届など、不十分なものは組合と相談をすすめ、整備していきましょう。「働くルール」を雇用労働者と確認しあい、会社内でのトラブルを減らす、より良い労働環境をつくりましょう。そのために、組合での相談を行なっています。ぜひご相談下さい。

違反状況件数のトップ10

労働基準監督官が報告を求めた調査は、1年間で171,528件で、「定期監督等」が83.1%と大半を占め、「申告監督」(労働者の申告に基づくもの)は9.7%、「再監督」は7.2%です。

違反状況の上位は、1位・健康診断、2位・安全基準、3位・労働時間、4位・割増賃金、5位・年次有給休暇、6位・労働条件の明示、7位・賃金台帳、8位・年次有給休暇管理簿、9位・就業規則、10位・労働時間把握です。

令和4年度版労働基準監督年報



働き方改革対応 事業所セミナー

2024年度

第3回目 労働時間だけじゃない働き方改革

労働時間・残業時間や休みを正確に把握し、払うべきものはしっかりと従業員に払う。しかし、残業代が経営を圧迫し、会社が倒産してしまったら、本末転倒です。賃金や手当を検討し、新しい出発をしましょう。給料の改定や労働条件を変更する場合の法的な考え方や手順、対応方法もあわせて学習します。

8月28日(水) 19時~20時30分

会場▶東京土建本部会館とWEB(ZOOM)

講師▶荒 祐子 特定社会保険労務士

費用▶無料(事前にお申し込み下さい)

参加対象▶事業主・総務担当者等

お申し込みは、専用申込書を本部へFAX・メールでお願いします。

